

公 示

遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画において、「第4期重点的撤去区域（その3）」を次のように定めたので公示する。

関係図書は、国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所（占用調整課）、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県北九州県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和2年1月30日

国土交通省 九州地方整備局長 村山 一弥



福 岡 県 知 事 小川 洋

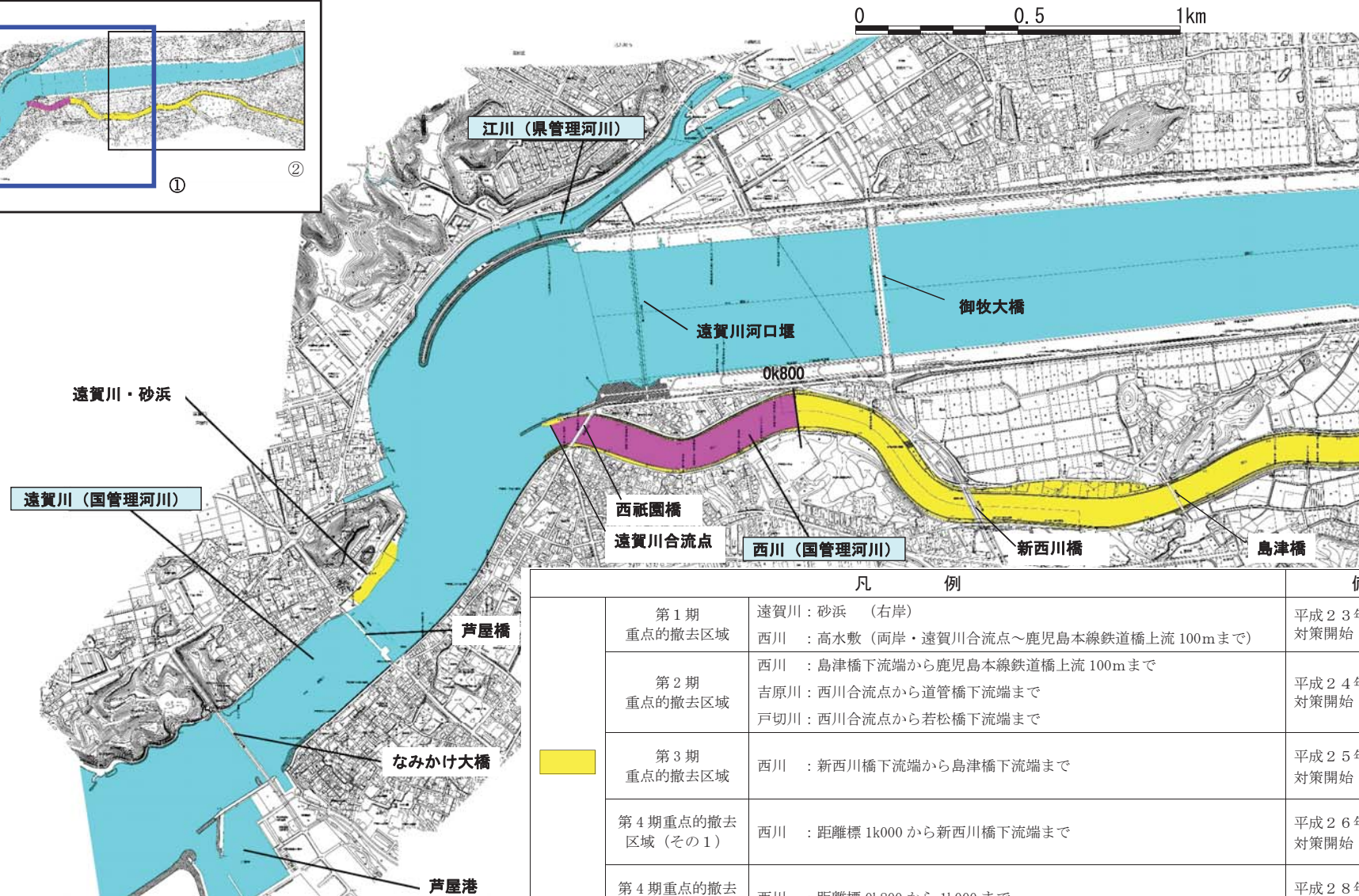
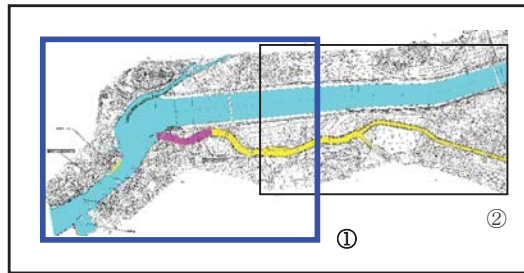




1. 河川名
遠賀川水系 西川
2. 第4期重点的撤去区域（その3）の範囲
西川 距離標 0k000 から距離標 0k800 まで
3. 第4期重点的撤去区域（その3）における不法係留船対策の実施開始時期
令和2年2月10日
4. 強制的撤去措置に関すること
河川法第77条第1項に基づき河川監理員が行う是正指示等の指導に従わず不法係留船を河川区域外へ自主的に除却しない場合又は不法設置栈橋・係留柱等を除却し河川を原状に回復しない場合は、同法第75条第1項に基づき河川管理者の監督処分として河川区域からの除却等を命ずる。（監督処分を命ずべきものを確知できない場合は、同法第75条第3項に基づく簡易代執行により河川管理者において強制的に撤去する。）
命ぜられた期限までに除却等を履行しない場合は、行政代執行法第2条に基づき河川管理者において強制的に撤去する。

第4期重点的撤去区域（その3）設定図①

実施開始時期：令和2年2月10日

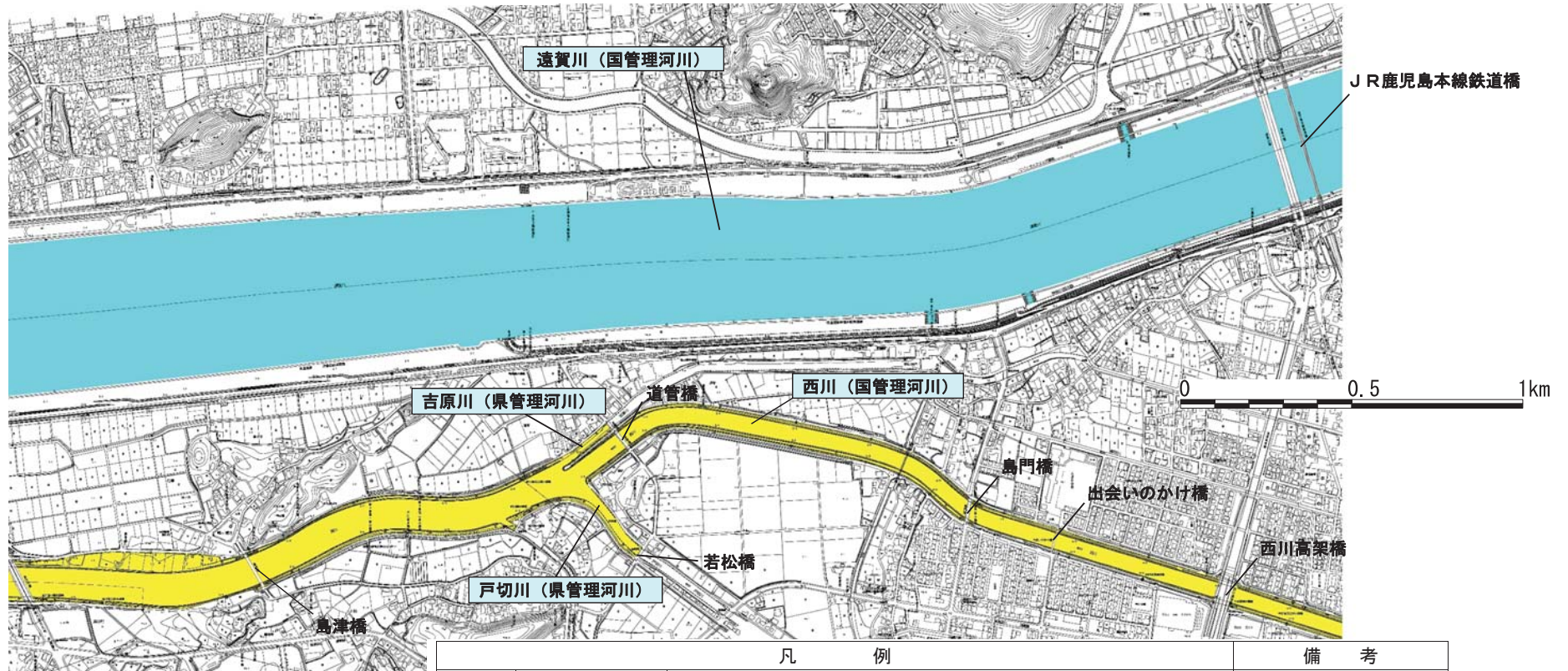
位置図



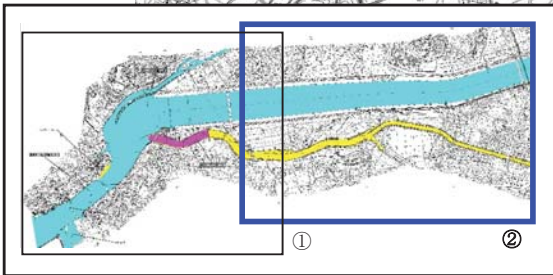
| | 凡 例 | 備 考 |
|---|---|--------------------|
|  | 第1期 重点的撤去区域 遠賀川：砂浜（右岸） 西川：高水敷（両岸・遠賀川合流点～鹿児島本線鉄道橋上流100mまで） | 平成23年6月1日 対策開始 |
| | 第2期 重点的撤去区域 西川：島津橋下流端から鹿児島本線鉄道橋上流100mまで 吉原川：西川合流点から道管橋下流端まで 戸切川：西川合流点から若松橋下流端まで | 平成24年4月1日 対策開始 |
| | 第3期 重点的撤去区域 西川：新西川橋下流端から島津橋下流端まで | 平成25年4月1日 対策開始 |
| | 第4期重点的撤去区域（その1） 西川：距離標1k000から新西川橋下流端まで | 平成26年10月1日 対策開始 |
| | 第4期重点的撤去区域（その2） 西川：距離標0k800から1k000まで | 平成28年7月1日 対策開始 |
|  | 第4期重点的撤去区域（その3） 西川：遠賀川合流点から0k800まで | 令和2年2月10日 対策開始 |

第4期重点的撤去区域（その3）設定図②

実施開始時期：令和2年2月10日



位置図



| 凡 例 | | 備 考 | |
|-----|-----------------|---|--------------------|
| ■ | 第1期重点的撤去区域 | 遠賀川：砂浜（右岸） 西川：高水敷（両岸・遠賀川合流点～鹿児島本線鉄道橋上流100mまで） | 平成23年6月1日 対策開始 |
| | 第2期重点的撤去区域 | 西川：島津橋下流端から鹿児島本線鉄道橋上流100mまで 吉原川：西川合流点から道管橋下流端まで 戸切川：西川合流点から若松橋下流端まで | 平成24年4月1日 対策開始 |
| | 第3期重点的撤去区域 | 西川：新西川橋下流端から島津橋下流端まで | 平成25年4月1日 対策開始 |
| | 第4期重点的撤去区域（その1） | 西川：距離標1k000から新西川橋下流端まで | 平成26年10月1日 対策開始 |
| | 第4期重点的撤去区域（その2） | 西川：距離標0k800から1k000まで | 平成28年7月1日 対策開始 |
| ■ | 第4期重点的撤去区域（その3） | 西川：遠賀川合流点から0k800まで | 令和2年2月10日 対策開始 |